

新型コロナウイルス感染拡大に伴うきっぷの取扱い

※この取扱いは2021年7月31日をもって終了いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、大阪府、京都府、兵庫県、東京都および愛知県、福岡県に対して、緊急事態宣言が発令されました。

外出自粛のためご旅行を見合わせる場合、以下の条件すべてに該当されるお客様は、緊急事態宣言の期間終了後のお申し出であっても有効期間内にお申し出があったとみなして、弊社の規定により計算した額を無手数料で払戻しいたします。

1. 取扱期間

2021年4月23日から**2021年7月31日まで**

※緊急事態宣言の対象自治体が変更された場合ならびに、自治体により緊急事態宣言の解除日が異なる場合の取扱期間については、改めてお知らせいたします。

2. 条件

- ① 緊急事態宣言に伴い外出を自粛される場合
- ② 5月11日以前に購入し、かつ、緊急事態措置期間（解除された日を含む。）を有効期間に含む対象となるきっぷをお持ちの場合

3. 対象となるきっぷ

普通乗車券、回数乗車券、団体乗車券、企画乗車券、特急券（特別車両券、個室券を含む。）
※チケットレス特急券は発車時刻までの取扱いに限りません。詳しくは下記をご参照ください。

4. 取扱場所

駅の発売窓口にて取り扱います。

● インターネットで購入されたチケットレス特急券の取扱いについて

発車時刻後の払戻しはできません。

対象となるチケットレス特急券をお持ちのお客様は、発車時刻までに限り無手数料にて払戻しをいたしますので、特急券発売窓口またはインターネット会員デスク（050-3536-3099 9:00～19:00／年中無休）までご申告ください。

● 旅行会社が発売する旅行商品・きっぷの取扱いについて

お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

本取扱いを変更・終了する場合は、当社ホームページにてお知らせいたしますので、今後の情報にご注意ください。

なお、上記のほか、5月14日以降に発令された緊急事態宣言に対する取扱いについては、駅の発売窓口または、近鉄電車テレフォンセンター（050-3536-3957 8:00～21:00／年中無休）までお問い合わせください。（こちらの取扱いをご希望のお客様は、7月31日までに上記にお問い合わせください。）